

3月1日(木)～3月7日(水)は「子ども予防接種週間」です

4月からの入園・入学に備えて必要な予防接種をすませ、病気を未然に防ぎましょう。特に「4月に小学校に入学されるお子さん」と「高校3年生」で、平成23年4月以降、麻しん・風しんの予防接種をまだ受けていない方は、是非この機会に受けましょう。必ず医療機関に予約の電話を入れて接種を受けてください。

《子ども予防接種週間 町内協力医療機関》

病院名	3/1 (木)	3/2 (金)	3/3(土) 午前 午後	3/4(日) 午前 午後	3/5 (月)	3/6 (火)	3/7 (水)
あいざわ クリニック	○	○	○ ×	× ×	○	○	○
さかた 医院	○ 午 前 の み	○	○ ×	× ×	○	○	○

※その他の町内の医療機関、水戸市内の医療機関については、直接病院に確認してください。

問合せ 健康増進課 ☎ 266-1010

介護サービス利用者負担の減免措置期間延長について

平成23年3月11日の東日本大震災により一定以上の損害を受けた方で、介護サービスを利用している方についての利用者負担の減免措置が次のように延長されました。

【延長期限】 平成24年9月30日

※介護保険施設等の食費・居住費の減免については、平成24年2月29日までで終了となります。

問合せ 福祉課 介護保険係 (内線 155)

元気いばらき就職面接会を開催します！

若年者や離職者等の求職者を対象とした「元気いばらき就職面接会」を開催します。企業の人事担当者と直接お会いできるチャンスです。履歴書は複数お持ちください。

日時 3月21日(水)
・面接会対策事前セミナー (事前予約)
12:30～13:15 (受付12:00～)
・面接会 (予約不要)
13:30～15:30 (受付13:00～)

会場 県水戸合同庁舎 (水戸市柵町1-3-1)
対象者 若年者 (学生を除く) や離職者等の求職者
参加企業数 約20社
※参加予定企業等の最新情報は【元気いばらき就職面接会ホームページ】をご確認ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/shoukou/rosei/h23mensetu/index.html>

申込み/問合せ (株)キャリアプラス ☎ 212-3305

戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

・対象者は、旧ソ連邦又はモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方です。

(特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は、対象となっておりません。)

・請求受付期限は、平成24年3月31日です。まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合には、支給されません。

・請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、至急、当基金にお電話ください。

※既に特別給付金を支給された方は、再度の請求は出来ません。

問合せ 独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部 特別給付金認定担当
☎ 0570-059-204 (ナビダイヤル)
(IP電話、PHSからは ☎ 03-5860-2748)
受付時間 平日 9:00～18:00

大洗わくわく科学館「わくわく体験教室」のお知らせ

【内容】要予約

★3月10日(土)、11日(日)「ポンポン蒸気船を作ろう！」

時間 ① 10:30～12:00 ② 14:00～15:30

対象 小・中学生 (定員:各12名)

参加費 100円

★3月25日(日)「風のおもしろ実験！」

時間 ① 10:30～12:00 ② 14:00～15:30

対象 小学3年生～中学生 (定員:各12名)

参加費 無料

★3月29日(木)「マッキーのわくわくおはなしおもちゃ箱」

時間 ① 11:00～12:00 ② 13:30～14:30

参加費 無料

※3月11日は、わくわくホワイトデーイベントを開催します。来館されたお子様 先着100名様にキャンディーをプレゼント!

問合せ 大洗わくわく科学館 ☎ 267-8989

愛犬・愛猫家の皆様へ

最近、犬や猫のふんによる苦情が町に多く寄せられています。

愛犬のふんの始末は飼い主の義務です。特に散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう。ペットを飼う際には、周辺に迷惑を及ぼさない心配りとしつけが大切です。

また、みだりに野良猫、野良犬にえさを与えないようにしましょう。

その地域に野良猫・野良犬が増える原因となり、近所に迷惑がかかります。

町は、これらの違反行為を発見し、指導・命令に従わない場合は、大洗町環境美化の推進に関する条例に基づき、違反者の氏名や違反の事実を公表する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

問合せ 生活環境課 生活環境係 (内線 244)